

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
年金積立金管理運用独立行政法人関係資料

平成24年4月27日

厚生労働省年金局

# 年金積立金の運用実績の推移

## ○年金積立金全体の運用実績(承継資産の損益を含む場合)

(単位：億円)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	通期 (13~22年度) [上段:累積収益額] [下段:平均収益率]	過去5年間 (18~22年度) [上段:累積収益額] [下段:平均収益率]
		合計	資産額(年度末)	1,443,315	1,415,415	1,456,311	1,479,619	1,500,231	1,491,337	1,386,485	1,238,381	1,282,647	1,218,926
	収益額	27,787	2,360	68,714	39,588	98,344	45,669	-51,777	-93,176	91,554	-3,263	225,799	-10,993
	収益率	1.94%	0.17%	4.90%	2.73%	6.83%	3.10%	-3.53%	-6.86%	7.54%	-0.26%	1.57%	-0.13%
厚生年金	資産額(年度末)	1,345,967	1,320,717	1,359,151	1,382,468	1,403,465	1,397,509	1,301,810	1,166,496	1,207,568	1,141,532		
	収益額	26,541	2,731	64,232	36,934	91,893	42,790	-48,705	-87,252	86,258	-3,069	212,353	-9,977
	収益率	1.99%	0.21%	4.91%	2.73%	6.82%	3.10%	-3.54%	-6.83%	7.54%	-0.26%	1.58%	-0.12%
国民年金	資産額(年度末)	97,348	94,698	97,160	97,151	96,766	93,828	84,674	71,885	75,079	77,394		
	収益額	1,246	-371	4,482	2,654	6,451	2,879	-3,073	-5,924	5,296	-194	13,446	-1,016
	収益率	1.29%	-0.39%	4.78%	2.77%	6.88%	3.07%	-3.38%	-7.29%	7.48%	-0.25%	1.40%	-0.21%

(注1) 収益額及び収益率は、運用手数料等控除後の運用実績である。

(注2) 平均収益率は、相乗平均である。

## ○年金積立金全体の運用実績(承継資産の損益を含まない場合)

(単位：億円)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	通期 (13~22年度) [上段:累積収益額] [下段:平均収益率]	過去5年間 (17~22年度) [上段:累積収益額] [下段:平均収益率]
		合計	資産額(年度末)	1,471,755	1,460,419	1,492,747	1,514,947	1,527,525	1,517,533	1,415,553	1,268,480	1,312,535	1,248,833
	収益額	39,201	18,924	60,145	38,480	90,310	44,571	-48,905	-92,145	91,342	-3,243	238,681	-8,380
	収益率	2.70	1.30	4.16	2.59	6.12	2.97	-3.28	-6.64	7.34	-0.25	1.62	-0.09
厚生年金	資産額(年度末)	1,372,513	1,362,711	1,393,150	1,415,433	1,428,918	1,421,935	1,328,930	1,194,585	1,235,457	1,169,440		
	収益額	37,186	18,180	56,236	35,899	84,382	41,762	-46,011	-86,283	86,059	-3,051	224,361	-7,523
	収益率	2.75	1.34	4.17	2.59	6.11	2.97	-3.29	-6.61	7.34	-0.25	1.63	-0.08
国民年金	資産額(年度末)	99,242	97,708	99,597	99,514	98,607	95,598	86,623	73,895	77,077	79,393		
	収益額	2,015	744	3,909	2,581	5,928	2,809	-2,894	-5,862	5,283	-193	14,320	-857
	収益率	2.06	0.76	4.04	2.63	6.17	2.94	-3.13	-7.05	7.25	-0.25	1.46	-0.17

(注1) 収益額及び収益率は、運用手数料等控除後の運用実績である。

(注2) 平均収益率は、相乗平均である。

# 年金積立金管理運用独立行政法人の役職員における 国家公務員OBの在籍状況

(各年度4月1日現在)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
理事長・理事	—	—	—	—	—
監事	2	2	1	1	1
職員	1	2	1	—	—

(基金の解散等)

第三条 基金は、管理運用法人の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に於いて管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が承継する。

2 ～ 7（略）

(厚生年金勘定等に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一 附則第十四条の規定による廃止前の年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号。以下「基金法」という。）第三十六条第一項第一号に定める厚生年金勘定（以下この条において「旧厚生年金勘定」という。） 厚生年金勘定

二 基金法第三十六条第一項第二号に定める国民年金勘定（以下この条において「旧国民年金勘定」という。） 国民年金勘定

三 基金法第三十六条第一項第三号に定める総合勘定（以下この条において「旧総合勘定」という。） 総合勘定

四 年金福祉事業団業務承継法第六条に規定する承継資金運用勘定（以下この条において「旧承継資金運用勘定」という。） 附則第九条第一項に規定する特別の勘定（以下「承継資金運用勘定」という。）

2 ～ 7（略）

(承継資金運用業務)

第八条 管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（資金確保業務及び基盤強化業務に係る部分に限る。附則第十一条第一項において同じ。）の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附則第三条第一項の規定により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行う。

(承継資金運用勘定)

第九条 管理運用法人は、前条の規定による業務（以下「承継資金運用業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(合同運用)

第十条 承継資金運用勘定に属する資産は、年金積立金と合同して管理及び運用を行うものとする。

(総合勘定からの資金の融通)

第十一条 管理運用法人は、承継資金運用業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

2 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第一項の規定に基づき承継資金運用勘定に帰属させるものとされた利益のうち前項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第一項の規定を準用する。

3 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項の規定に基づき承継資金運用勘定の資金を減額して整理するものとされた損失のうち第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第二項の規定を準用する。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第十二条 管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

(管理運用業務に関する規定の準用等)

第十三条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十四条第一項第三号並びに第二十五条第一項及び第二項	及び国民年金勘定	、国民年金勘定及び承継資金運用勘定
(略)	(略)	(略)